

(紹介手数料の返戻)

求人者が支払いをした後、採用された求職者がその責に帰すべき事由に基づき退職した場合には、弊社は受け取った紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返戻することとする。

この場合、求人者の依頼があれば、弊社は引き続き誠意を持って別の人材の紹介を行なう。

返戻する日は、求職者が退職した日から1ヵ月以内に甲の指定口座へ支払うこととする。

「常勤・非常勤医師」の紹介の場合：

- (1) 1ヵ月以内の場合 — 当初受領額の80%
- (2) 2ヵ月以内の場合 — 当初受領額の50%
- (3) 3ヵ月以内の場合 — 当初受領額の20%

但し、弊社が紹介した当該人材(丙)が、専ら求人者の事由により退職に至った場合、一旦受領した紹介手数料は返却しないこととする。なお、当該退職が求人者による紹介手数料の支払い前であっても、甲の乙に対する対価支払い債務は消滅しないものとする。